

孤立無援者終身サポート事業 日常生活支援 契約書

「
」氏（以下、「利用者」という。）と
一般社団法人 生活支援センター 乃明（以下、「乃明」という。）は次のとおり契約します。

【日常生活支援業務の委託】

第1条 利用者は、乃明に対して、孤立無援者終身サポート事業に基づく日常生活支援契約の業務を委託し、乃明はこれを受託しました。

【登録及び利用料】

第2条 利用者は、前条の支援を受けるにあたり、乃明に登録するものとし、支援費、別紙「重要事項説明書」記載を支払うものとします。

【受託業務】

第3条 第1条の生活支援事務の内容は次のとおりとします。

- (1) 役所や銀行などの金融機関の手続きの代行や支払い、福祉サービスや医療契約の代行、生活費の送金、引っ越しの際の家具処分、通院付添、その他利用者が必要とする生活支援で公的支援が得られない業務
- (2) 郵便物を管理し、必要があれば手続きを代行します。
- (3) 入院時の洗濯や買い物サービス
- (4) 書類預かり支援
預金通帳や印鑑、カード、有価証券、年金証書、保険証など重要な書類を預かります。
支払いの保証を含めた連帯保証人などの保証業務の場合は、原則的に通帳を預かります。

【費用の負担】

第4条 前条の受託事務を処理するために必要な費用は、利用者の負担とし、乃明は、利用者の財産からこれを支出します。

【援助の計画】

第5条 乃明は、利用者の求めに応じて、利用者の意見を聞いた上で、援助の方法を詳しくさだめた「支援計画」をつくることができます。

【支援計画の変更】

第6条 乃明は、定期的及び必要なつど、「支援計画」が利用者の生活にふさわしい内容かどうかを確かめなければなりません。

2 利用者は、いつでも乃明に対して、「支援計画」を変えることを求めることができます。

3 「支援計画」は、利用者と乃明の合意により変えることができます。

「支援計画」を変える際には、利用者の意見を聞きます。

◆ この契約が成立したことを明らかにしておくため、

この契約書を2通つくり、利用者、乃明がそれぞれ1通ずつ持つこととします。

年 月 日

「乃明」

〒 839-0863

住 所 福岡県久留米市国分町 1323-1

くるめコミュニティプラザ

名 称 一般社団法人 生活支援センター 乃明

代表理事 木村 真也

印

「利用者」

氏 名

印